

AIカメラサービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用等)

- 第1条 株式会社ニューメディア（以下「当社」といいます。）が提供する「AI玄関カメラサービス」および「AIお部屋カメラサービス」（以下、合わせて「本サービス」といいます。）を利用されるお客さま（以下「契約者」といいます。）に、以下の契約約款（以下「本約款」といいます。）に従って、本サービスを提供します。本約款に同意いただけない場合、本サービスをお申込みいただくことはできません。
- 2 本約款の他、当社が定める各種の規約、当社がその都度別途ご案内する注意事項、追加規定等（以下合わせて「個別規約」といいます。）も、名目のいかんにかかわらず、本約款の一部を構成するものとします。本約款と個別規約が異なる場合には、個別規約の定めが優先されるものとします。
 - 3 本サービスを活用するためには、契約者所有のスマートフォンにセキュリティカメラの製造会社による専用アプリケーション（以下「専用アプリ」といいます。）をインストールすることが必要です。契約者は、専用アプリが定める利用条件およびプライバシーポリシーへの同意、アカウント登録の上、利用するものとします。

(当社からの通知)

- 第2条 当社から契約者への通知は、申込書において指定された住所または電話番号への送信、または当社ホームページへの掲載や電子メール等のいずれか当社が適用と判断する方法により行います。
- 2 当該通知は、契約者が通知の到達を確認できていない場合においても、次の期間が経過したときに、それぞれ到達したものとみなします。
 - (1) 郵送による通知の場合、当社が投函後通常到達するまでに要する期間が経過したとき
 - (2) 電磁的方法による通知の場合、通知内容が当社ホームページに掲載された日および通知内容が記載された電子メールがエラーなく送信された日

(約款の変更等)

- 第3条 当社は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、契約者の個別の同意を得ることなく本約款を変更することができるものとします。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款の規定によるものとします。
- 2 当社は、当社が本約款を変更する場合、当該変更の影響を受けることになる契約者に対し、当社の定める方法により、変更すること、変更の効力発生時期、変更後の約款および別に定める事項の内容について第2条（当社からの通知）の規定によりあらかじめ通知します。
 - 3 当社は、前項により通知する変更の効力発生時期が到来した後に契約者が本サービスの利用を継続した場合は、契約者が変更後の約款および別に定める事項に同意したものとみなします。

第2章 契約

(契約の単位)

第4条 本サービス利用契約は、設置するカメラ台数1台につき1契約とします。

(最低利用期間)

第5条 本サービスの最低利用期間は、次のとおりとします。

- (1) AI玄関カメラサービス
利用開始した日の属する月の翌月1日から起算して2年間
 - (2) AIお部屋カメラサービス
利用開始した日の属する月の翌月1日から起算して1ヵ月間
- 2 前項第1号の最低利用期間内に契約が解除される場合、料金表に定める解約手数料（以下「中途解約事務手数料」といいます。）を当社が定める期日までに一括して支払うものとします。

(契約申込みの条件)

第6条 本サービスを申込みにあたり、以下の条件を満たしている必要があります。

- (1) AI玄関カメラサービス
当社放送サービスまたはインターネットサービスの契約を締結しているまたは同時に締結する場合
 - (2) AIお部屋カメラサービス
当社インターネットサービスの契約を締結しているまたは同時に締結する場合
- 2 前項の条件を満たさなくなった場合、本契約は解除となるものとする。その場合は、第16条（契約者が行う解約）を準用するものとする。

(契約申込みの方法)

第7条 契約の申込みをするときは、その申込みをする者が予めこの約款を承認し当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することとします。

- 2 前項の申込みは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を当社に提出する方法によって行うものとします。

(契約申込みの承諾および成立)

第8条 利用契約は、第7条（契約申込みの方法）に定める方法による申込みに対し、当社所定の方法により当社が承諾の通知を発信したときに成立します。当社は、契約の申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾するか否かを判断します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対して諾否の判断の順序を変更した旨をその理由とともに通知します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、当サービスの取扱い上余裕のないときは、契約の申込みに対する諾否の判断を延期することがあります。
- 3 当社は、次の各号に該当する場合には、契約の申込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 契約者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど本約款上要請される債務の履行を怠るおそれがあると認められる場合
 - (2) 契約者が当社に通知した所要事項に虚偽および不備（書面等での名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等を含みます。）がある場合
 - (3) 契約者が未成年者、成年被後見人、被保佐人および民法第17条第1項の審判を受けた被補助人のいずれかであり、契約申込みの際に法定代理人、後見人、補助人または保佐人の同意等を得ていなかった場合

- (4) 料金等のお支払方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合
 - (5) 契約者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合
 - (6) その他、当社の業務に著しい支障がある場合
 - (7) 約款および別に定める規定等に、特段の定めがある場合
 - (8) 契約者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に属すると判明した場合
- 4 本条第1項にかかわらず、AI玄関カメラサービスについて、屋外用ネットワークカメラ（以下「屋外カメラ」といいます。）の設置、およびサービスの提供が技術的に困難な場合、お申込みを承諾しない場合があります。

（契約締結後書面の交付等）

- 第9条 当社は、本サービスの工事または設置が完了した日、および機器の引き渡し完了した日、または契約者が本サービスの種類の変更を行う場合はその変更が完了した日を契約が成立した日（以下「契約成立日」といいます。）とします。
- 2 当社は、契約者に対し、法令で交付を義務づけられている書面（以下「契約書面」といいます。）を送付します。同書面の到達をもって、契約の申込みに対する承諾の通知の到着とみなします。
 - 3 契約締結後書面は次の方法により交付します。なお、契約者はいずれかの方法を契約申込み時に選択するものとします。
 - (1) 電磁的方法による交付
 - (2) 紙面による交付

（申込みのキャンセル等）

- 第10条 契約者は、契約書面の受領日から起算して8日を経過するまでの間、文書により利用契約および申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。
- 2 第1項の規定による申込みの撤回等は、同項の文書を送付したときにその効力を生じます。
 - 3 第1項の規定に基づき、契約者がその申込みの撤回または当該契約の解除を行った場合、当社は直ちに機器を回収し原状回復を行うものとし、その費用は当社がすべて負担するものとします。
 - 4 契約者が第1項に基づく撤回・解除を行った場合、本サービスに関する支払い済みの費用等について、当社はこの金額を全額返還するものとします。
 - 5 前項について、予め加入申込みの撤回をする意思をもって契約の申込みを行った場合等、契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする本条の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
 - 6 本サービスの締結に付随して締結された他の契約については、本条は適用されないものとし、各契約約款に規定される内容に準ずるものとします。

（契約上の地位の譲渡禁止）

- 第11条 契約者は、本サービスに係る契約上の地位を、第二親等以内の親族以外の第三者等に譲渡、または自己もしくは第三者のために担保に供してはならないものとします。
- 2 前項の定めは、次の場合には適用しないものとします。
 - (1) 相続による場合

- (2) 法人合併等により全事業の承継が行われた場合
- (3) その他、当社が認めた場合

(契約名義の変更)

- 第12条 当社との契約について名義変更を行う場合は、第二親等以内の親族へのみ行えるものとし、変更を証明する書類を添えて所定の書面にて申し出るものとします。ただし、第11条第2項（契約上の地位の譲渡禁止）に定める適用除外に該当する場合は、その限りではありません。
- 2 前項に基づき新たに契約名義人となった契約者は、料金表に定める事務手数料を支払うものとします。

(申込内容の変更)

- 第13条 契約者は、申込時に提出した所要事項について変更がある場合には、速やかに当社の指定する方法によって申し出るものとします。

(設置場所の移転)

- 第14条 契約者は、契約者の負担により、第31条第1項（設置場所の変更）の規定に準じて、本サービスの移転を請求できます。
- 2 本サービスの移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更または制限がある場合があります。
 - 3 当社は、第1項の請求があったときは、第8条（契約申込みの承諾および成立）の規定に準じて取扱います。
 - 4 本条第1項の変更に必要な工事およびその費用は、第31条（設置場所の変更）の規定に準じるものとします。

(サービスの停止および解除)

- 第15条 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合、通知催告等何らの手続きを要することなく、本サービスの提供を停止し、本件契約を解除しまたは契約者の資格を取り消すことができるものとします。なお、解約の場合は第16条（契約者が行う解約）の規定に準じて取扱います。
- (1) 利用申込にかかる申告内容その他当社に提供された契約者の情報に虚偽もしくは不備またはそれらのおそれが判明した場合
 - (2) 契約者が、本約款の定めに違反し、または違反するおそれのある行為を行い、当社から当該行為の是正を求められたにもかかわらず、相当の期間内にこれを是正しなかった場合
 - (3) 契約者が、当社の提供する本サービス以外のサービスの利用にかかる契約に違反した場合または違反のおそれがあると当社において判断した場合
 - (4) 利用料金の請求に必要な手続きとして別途当社が指定する手続きの完了が見込めないと当社において判断した場合
 - (5) 契約者が反社会的勢力であることが判明した場合
 - (6) 契約者の所在が不明になりまたは当社所定の方法による契約者に対する連絡が困難となった場合
 - (7) その他、契約者として不適切と当社において判断した場合
- 2 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その契約を解除することがあります。
 - 3 当社は、当社または契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社または提携事業者の施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築

が困難でサービスを提供できなくなる場合、本契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に本契約者に通知するものとします。

(契約者が行う解約)

第16条 契約者は契約を解約しようとする場合、当社所定の方法により通知していただきます。

- 2 契約者は解約の場合、第22条（利用料等の支払義務）の規定による月額利用料金を含むすべての料金（解約月の月額利用料金も含む）を当該解約の日の属する月までに精算するものとします。
- 3 契約者は、第5条（最低利用期間）に規定する期間の途中で解約については、同条第2項に規定する中途解約事務手数料を支払うものとします。
- 4 契約者は本条に定める解約、および第15条（サービスの停止および解除）に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、第26条（端末機器に関する費用の支払義務）に基づき、料金表に定める損害金（以下、「機器損害金」といいます。）を請求します。
- 5 AI玄関カメラサービスを解約する場合、当社はサービスの提供を停止、機器等を回収し、契約者は、機器回収の費用を実費負担するものとします。
- 6 当社は前項の回収の際に、機器を固定していたビス留め箇所をコーキング材による防水処理で塞ぎます。ただし、本作業は家屋、構築物外壁全面の回復を図るものではなく、家屋、構築物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
- 7 本条第5項の場合、当社は、契約者立ち合いの下、機器内部およびSDカードに録画されている映像を消去し、機器を回収するものとします。
- 8 AIお部屋カメラサービスを解約する場合、契約者は、契約者自身で機器を返却するか、当社による回収のいずれかを選択するものとします。なお、当社による機器回収の場合、契約者は回収に要する費用を実費負担するものとします。
- 9 前項の場合、契約者はSDカードを取り外して、機器を返却または当社にて回収するものとします。

(契約者本人による手続きが困難な場合の解約や変更等)

第17条 契約者本人が加入契約の解約または変更を希望しているにもかかわらず、契約者本人による手続きが困難な場合における解約または変更について、当社が別途定める契約者本人と一定の密接な関係にある者から、当社にその旨申し出るものとします。

- 2 前項に定める「契約者本人と一定の密接な関係にある者」とは、契約者の親族または法定代理人を指します。
- 3 本条第1項に基づく解約の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由および本サービスを継続することが困難な事由があると認められた場合は、当社は本サービスの解約を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき本サービスの解約を認める場合は、第16条（契約者が行う解約）の規定に準じて取扱います。
- 4 本条第1項に基づく変更の申し出があり、かつ、契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由および本サービスを継続することが困難な事由があると認められた場合は、社会通念上相当と認められる範囲で、当社は利用契約の変更を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき利用契約の変更を認める場合は、第19条（サービスの変更）の規定に準じて取扱

います。

第3章 サービス

(サービスの内容)

第18条 当社は、契約者に対し、以下のサービスを提供するものとし、契約者は希望するサービスを選択し申込みものとします。

(1) AI玄関カメラサービス

当社が所有する屋外カメラを貸し出すサービス

(2) AIお部屋カメラサービス

当社が所有する室内カメラを貸し出すサービス

- 2 前項のサービスでは、1台1契約として最大合計16台まで貸し出しを申込みことができます。
- 3 本サービスに関する費用および利用料は料金表に定めるところによります。
- 4 契約者が認める本サービスの利用者（以下「利用者」といいます。）が行う本サービスによる行為は、契約者によるものとみなします。
- 5 当社は、本サービスの全部または一部を変更し、または第45条（サービスの休廃止）に規定するとおり廃止できるものとし、その場合は第2条（当社からの通知）に定める方法で契約者に通知するものとします。
- 6 当社は前項について、契約者への通知から、変更または廃止までに当社の定める期間を設けることとします。
- 7 当社は、前項の期間後に本サービス内容の変更または廃止により契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- 8 契約者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するものとします。

(サービスの変更)

第19条 契約者は、当社が提供する本サービスの変更を申込みことができます。

- 2 本サービスの変更の場合には、第8条（契約申込みの承諾および成立）の規定に準じて取扱います。
- 3 変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、契約者は、別に定める工事費等をお支払いただきます。
- 4 当社は、契約者の支払遅延等契約者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。
- 5 本サービスの変更を行った場合、録画した映像等が残せない場合があります。

(利用の一時中断等)

第20条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、契約者の同意を得ることなく、本サービスの全部または一部の利用を一時中断または一時停止することができます。

- (1) 本サービスを提供するために使用するネットワークまたは設備を工事または保守する必要がある場合
- (2) 火災、停電、天災等の不可抗力その他当社の責に帰すことができない事由に起因して本サービスの提供が不能または困難になった場合
- (3) 運用上または技術上、本サービスの提供が不能または困難になった場合
- (4) 本サービスを提供するための通信の輻輳または回線の障害等が生じた場合

第4章 料金等

(料金の適用)

- 第21条 当社が提供する本サービスの料金は、利用料、手続きに関する料金および工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。
- 2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

(利用料等の支払義務)

- 第22条 契約者は、本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月1日から起算して、契約の解除があった日の属する月までの期間（期間は月単位とし、提供を開始した日と解除または廃止があった日が同一の月に属する場合は1ヶ月間とします。）について、料金表に定める利用料に消費税等相当額を加算した額（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。
- 2 当社は、本約款等で別段の定めがある場合を除き、受領した月額利用料の返還は行いません。
 - 3 当社は、社会経済情勢等の変化にともない、利用料を改定することがあります。その場合、当社は事前に契約者に対して書面または電磁的方法により改定の1ヵ月前までに通知するものとし、契約者は改定日の属する月の翌月1日より改定後の利用料を支払うものとし、
 - 4 第19条（サービスの変更）に規定するサービス変更の場合は、変更後のサービスを提供した日の属する月の翌月1日から支払うものとし、

(料金の支払い方法)

- 第23条 契約者の料金等の支払方法は、原則として口座振替またはクレジットカード払いとします。ただし、当社との合意がある場合はこの限りではありません。
- 2 契約者が本約款に基づく料金の支払いを怠った場合は、当社が指定する支払方法により支払うものとし、
 - 3 当社は、原則として請求書および領収書の発行は行わないものとし、契約者が発行を希望する場合は、当社が料金表に定める発行費用を支払うものとし、
 - 4 契約者が前条に定める利用料の支払を怠った場合は、第15条（サービスの停止および解除）の第1項および第2項を準用するものとし、

(工事に関する費用の支払義務)

- 第24条 契約者は、本約款に基づき本サービスを提供するために必要な工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、別に定める工事費等の支払を要します。ただし、工事の着手前または請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
- 2 契約者は、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

(その他の費用負担)

- 第25条 契約者は、別途本サービスの利用のため、スマートフォン等およびインターネット接続環境および無線 LAN 接続環境を用意するものとし、なお、本サービス利用にかかる通信費用およびその他の費用は契約者が負担するものとし

ます。

(端末機器に関する費用の支払義務)

第26条 契約者が、当社が貸与している端末機器等を故意または過失により紛失および破損させた場合には、修理ができる場合は修理にかかる実費相当分、紛失および修理不能による場合は別紙料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

(遅延損害金)

第27条 契約者は、本サービスに関する費用および料金の支払いについて指定の期日より遅延した場合、支払期日の翌日から支払いがあった日の前日までの日数について、年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)による遅延損害金を当社に支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 料金の支払遅延により当社が振込用紙を送付した場合、契約者は、当社規定の手数料を支払うものとします。

(債権譲渡)

第28条 契約者が各種料金等およびそれらに関する遅延利息等当社に対する金銭債務について支払期日を経過してもなお支払わない場合、債権等の回収を当社が指定する債権回収会社に委託することがあります。この場合、契約者の契約情報ならびに債務の情報は債権回収会社に提供されます。

(消費税等の加算および端数処理)

第29条 契約者が、本約款の規定により、料金表に定める料金について当社に対し支払を要する額は、料金表により算出された請求額(消費税相当額を含みます)とします。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

2 料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。ただし、その計算途中においては、この限りではありません。

第5章 設備

(設備の提供・設置および費用負担等)

第30条 当社が本約款に基づき本サービスを提供するために必要な工事は、当社または当社の指定する者が行うものとし、契約者は、設置または設置場所の変更にかかる費用を負担するものとします。

2 契約者は、使用上の注意事項を厳守してAIカメラおよび工事箇所(以下「設備」といいます。)を維持管理するものとします。なお、設備を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能等による場合は料金表に定める機器損害金を、それぞれ当社に支払うものとします。

(設置場所の変更)

第31条 契約者は、次の場合に限り設備および機器等の設置場所を変更できるものとします。

(1) 変更先が同一敷地内かつAIカメラ設置条件を満たす場所の場合

(2) 変更先が、第47条(サービス提供エリア)に定める区域内であり、技術

的に可能な場合

- 2 契約者は、前項の規定により設備の設置場所を変更しようとする場合は、当社所定の書式によりその旨申し出るものとします。ただし、移転の工事は当社または当社の指定する業者が行うものとします。
- 3 契約者は、第30条（設備の提供・設置および費用負担等）の規定にかかわらず設置場所移転に要するすべての費用を負担するものとします。

（設備の設置場所の無償使用等）

- 第32条 契約者は、当社または当社の指定する業者が当社設備の設置、検査、修理等を行うため、契約者の所有または占有する敷地、家屋、構築物等への出入りについて、便宜を供与するものとします。
- 2 契約者は、設備の設置について、地主、家主その他利害関係者があるときには予め必要な承諾を得ておくものとします。また、設備の設置等に関し、その後苦情等が生じたときには、契約者は責任をもって解決するものとします。
 - 3 当社が契約者に対し当社が設置した当社の設備の運用にかかる電気等の使用料金は契約者が負担するものとします。

（機器等の貸与）

- 第33条 当社は、契約者に第18条（サービスの内容）の規定に準じた台数の屋外・屋内カメラを貸与します。
- 2 契約者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
 - 3 契約者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第26条（端末機器に関する費用の支払義務）で規定する機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。
 - 4 契約者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
 - 5 当社が本約款に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気等は契約者から提供していただきます。

（故障に伴う費用負担）

- 第34条 当社は、契約者から当社が提供する設備に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が契約者による場合は、契約者は、その修復に要する費用（修復を伴わない場合は派遣に要した費用）の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。
- 2 契約者は、契約者の故意または過失により設備に故障または損傷が生じた場合は、第30条第2項（設備の提供・設置および費用負担等）および第33条第3項（機器等の貸与）の規定に従い費用を負担するものとします。

（当社・契約者の維持責任）

- 第35条 当社の維持管理責任の範囲は、当社設備とします。なお、契約者は当社設備の維持管理の必要上、当社のサービスの全部または一部が停止することがあることを承認するものとします。
- 2 契約者の維持管理責任の範囲は、契約者設備とします。

（調査・保安に対する契約者の協力）

- 第36条 契約者は当社の設備設置工事および維持管理に協力するものとします。

(付属品および映像データの管理責任)

第37条 本サービスにより屋外カメラに内蔵される記録媒体に録画された映像の所有権は本サービスの工事が完了した日をもって契約者に帰属するものとし、契約者は、本サービスにより録画された映像の管理について責任を負うものとし、また、警察等の第三者から映像データの提供を求められた場合、契約者は契約者の判断でこれに対処するものとし、

- 2 本サービスにより録画される映像は、永年に蓄積されるものではなく、屋外カメラに内蔵される記録媒体の容量に応じて、順次上書きされていくものであることを契約者は予め承諾するものとし、

第6章 損害賠償

(責任の制限)

第38条 本サービスの利用にあたり、当社の責に帰すべき事由により契約者が損害を被った場合、本サービスの1ヶ月分の月額利用料金を上限として当該損害を補償するものとし、ただし、当社の故意または重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとし、

(免責事項)

第39条 契約者は、本サービスを専ら自らの責任において利用するものとし、当社は、契約者による本サービスの利用に関連して生じた責任、負担、損害および損失（契約者のスマートフォン等内に保存されている位置情報や個人情報の漏洩、スマートフォン等の故障やデータの消失、他の契約者による権利侵害等を含みますが、これらに限りません。）について、一切責任を負わないものとし、契約者自らの責任において処理することとし、当社は以下のいずれに該当する支障に関してもその責を負わないものとし、

- (1) 当社の設備以外の設備等に関連して発生した支障
 - (2) 設備等の維持管理のために通常必要な工事等を行うことによって発生した一時的な支障
 - (3) 天災地変その他当社の支配を超える事由によって、契約者の設備または当社の設備が損壊、毀損したことによって発生した支障
 - (4) 契約者の設備の経年劣化等により発生した支障
- 2 当社は、以下のいずれに該当する場合にもその責を負わないものとし、
 - (1) 契約者の責に帰すべき事由により本サービスが停止した場合
 - (2) 契約者が本約款に違反することにより、当社が本サービスを停止した場合
 - (3) 契約者の都合により、本サービスを一時停止した場合
 - (4) 第7条（契約申込みの方法）に基づき当社が設置する屋外カメラ専用機材の故障等、当社の都合により、本サービスが停止した場合
 - (5) 契約者の通信環境が、本サービスの利用に必要な条件を満たさないことにより、本サービスの利用が滞ったまたはできなかった場合
 - 3 当社は、契約者による本サービスの利用および録画映像の管理に起因して第三者との間で生じた紛争等に関して、一切の責任を負わないものとし、
 - 4 当社は、本サービスの内容および契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性のいかなる保証も行わないものとし、
 - 5 当社は、以下の事項に関する、クレーム、主張、要求、責任、負担、損害および損失について、一切責任を負わないものとし、
 - (1) 本サービスを通じて取得したサービスの数量、性質、正確性、有用性、最

新性、契約者の特定の目的に合致すること、契約者のスマートフォン等での利用の可否

- (2) 本サービスを通じてなされた取引または約束の履行可能性
- (3) 本サービスが契約者の目的または要求を満たしていること
- (4) 本サービスに中断、障害が生じないこと
- (5) 本サービスが契約者の期待する適切な時期に提供されること
- (6) 本サービスがエラーのないものであること

第7章 雑則

(承諾の限界)

第40条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合、次に規定する場合はその請求を承諾しないことがあります。

- (1) その請求を承諾することが技術的に困難なとき
 - (2) 保守することが著しく困難であるとき
 - (3) 料金その他債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (4) その他、当社の業務の遂行上支障があるとき
- 2 前項の場合は、その理由をその請求した者に第2条（当社からの通知）に規定する方法で通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(禁止事項)

第41条 契約者は、本サービスに関して、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 本サービスを、犯罪行為その他の反社会的行為、もしくはこれを予告・関与・助長するために用いること
- (2) 本サービスを、他人の権利、プライバシーの侵害、個人情報の不正取得、その他不正の目的をもって利用すること
- (3) 本サービスを、ストーキング行為を行う等、方法のいかんを問わず、第三者に対する嫌がらせに利用すること
- (4) 本サービスを、契約者が利用権限を有しない端末を正当な理由無く利用・管理するために用いること
- (5) 本サービスを第三者に再許諾すること
- (6) 本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為をすること
- (7) リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、その他改造行為
- (8) 本サービスを接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
- (9) ID等を不正に使用しまたは使用させること
- (10) 虚偽または誤解を招くような内容を含む情報等を、掲載等しまたは登録する行為
- (11) 他人（他の契約者を含み、以下同様とします。）の名前その他の情報を不正利用する行為
- (12) 当社または他人の産業財産権（特許権、商標権等）、著作権、企業秘密等の知的財産権を侵害する行為
- (13) 当社または他人の信用もしくは名誉を侵害し、または他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為

- (14) 本サービスの運営・提供もしくは他の契約者による本サービスの利用を妨害し、またはそれらに支障をきたす行為
- (15) 本サービスを商業目的で使用する行為（ただし、当社が別に定めるものを除きます。）
- (16) 法令または公序良俗に違反する行為
- (17) コンピュータウイルスなど、有害なプログラム・スクリプトを誘導する行為
- (18) その他、当社が不相当と判断した内容または行為

(違反行為への対応)

- 第42条 当社は、契約者の行為が第41条（禁止事項）のいずれかに該当する、もしくは本約款に定める他の規定に違反すると当社が判断した場合は、第15条（サービスの停止および解除）に基づき本サービスの提供を停止もしくは契約解除等、当社が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。
- 2 前項の規定に基づき、当社が講じた当該措置に起因して損害が発生した場合にも結果について、当社は一切責任を負わず、契約者は当社を免責するものとします。
 - 3 前二項の規定は、当社が当該処置を講じることにより当社または第三者に損害が発生した場合における、利用者または契約者の行為により発生した結果および責任を免責するものではありません。本約款に利用者または契約者が反したことにより第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、契約者は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任等も負担させないものとします。万一、当社が他の契約者や第三者から責任等を追及された場合は、契約者はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

(個人情報の取扱い)

- 第43条 当社は、本サービスの提供にあたり取得する契約者に関連する個人情報（デバイス情報や Cookie による取得等を含みます。）について、当社が公表するプライバシーポリシー（以下「当社プライバシーポリシー」といいます。）に基づき適切に取り扱うものとします。
- 2 当社プライバシーポリシーは、以下に記載する Web サイト上で確認することができます。
【プライバシーポリシー】
<https://www.ncv.co.jp/privacy-policy/>
 - 3 契約者はご自身の個人情報の開示を求める権利、訂正または削除を要求する権利を有します。開示手続きに関しては次の問い合わせ窓口にご請求できるものとします。
【連絡先：株式会社ニューメディア 本社総務統括本部（お客様相談窓口）】
電話番号：0238-24-2525

(分離可能性)

- 第44条 本約款等のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令により無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款等の残りの規定は、継続して有効に存続するものとします。

(サービスの休廃止)

- 第45条 当社は、業務上の都合により本サービスの全部または一部を休止または廃止す

ることができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。

- 2 当社は、前項の場合には、当該契約者に対し本サービスを廃止する日の1ヵ月前までに、第2条（当社からの通知）に定める方法のうち当社が適用と判断する方法で通知いたします。
- 3 前項について、当社の責めによらない事由により本サービスの全部または一部を廃止する場合はこの限りではありません。

（反社会的勢力の排除）

第46条 契約者は、自らが本約款に基づく利用契約の締結日において、次の各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団
- (8) 前各号の共生者
- (9) その他前各号に準ずる者
- 2 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社等の信用を毀損し、または当社等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 次の各号のいずれかに該当し、本サービス契約を締結すること、または本サービス契約を継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、契約者との本サービス契約について、解除等（本サービス契約の申込みを承諾しないことまたは催告なしに本サービス契約を解除することをいいます。）を行うことができます。ものとします。
 - (1) 契約者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
 - (2) 契約者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
 - (3) 契約者が第1項または第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (4) 前3号に関する必要な調査等に応じないときまたは当該調査に対して虚偽の回答をしたとき
- 4 前項の規定の適用により、本サービス契約が解除された場合、契約者は、本サービス契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- 5 前2項の規定の適用により、当社等に損害等（損失、損害または費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、契約者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

(サービス提供エリア)

第47条 当社は、当社が定めるサービス提供エリア内でサービスを提供するものとします。なお、提供エリア内であってもサービスを提供できない場合があります。

(合意管轄裁判所)

第48条 契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、当社の本社住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第49条 契約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

(言語)

第50条 本約款の適用

2 および解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。

(定めなき事項)

第51条 本約款に定めなき事項あるいは疑義が生じた場合は、当社および契約者は、誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2025年1月20日から実施します。

この改正規定は、2025年9月1日から実施します。

AIカメラサービス提供に関する特定商取引法に基づく表示

AIカメラサービスの提供に関する重要なことが記載されています。以下の内容を十分にお読みください。

AIカメラサービス内容につきましては、「AIカメラサービス契約約款」および「AIカメラサービス提供に関する重要事項説明」をご確認ください。

■サービス内容

「AI玄関カメラサービス」および「AIお部屋カメラサービス」サービス（以下、合わせて「本サービス」といいます。）は、屋外・屋内用ネットワークカメラのレンタルおよび設置を行う戸建て住宅向けサービスです。

■本サービスご利用にあたり必要なこと

1. 本サービスをご利用いただくためには、インターネット接続環境および無線LAN接続環境が必要となります。なお、本サービスをご利用する際に必要な設備、通信費用およびその他費用については契約者にてご負担ください。
2. 本サービスをご利用いただくためには、Android 8.0以上またはiOS 13.0以上を搭載するスマートフォンにEufy Securityアプリ（以下「専用アプリ」といいます。）のインストールが必要です。
3. 専用アプリの利用については、専用アプリが定める利用条件およびプライバシーポリシーに契約者が同意の上、アカウント登録して利用するものとします。
3. 本サービスにおけるサービスの数量、性質、正確性、有用性、最新性は、保証の対象外となります。
4. インターネット接続環境、ならびに宅内外で無線LAN接続を経由する場合はその接続環境等により、端末の操作ができない場合がございます。
5. 本サービスの利用により録画される映像は、永年に蓄積されるものではなく、カメラに内蔵される記録媒体の容量またはSDカードの容量に応じて、順次上書きされるものとなります。

■月額基本料金

サービス名	通常価格 月額利用料（税込）	NCVネット契約者価格※ 月額利用料（税込）
AI玄関カメラサービス 上位プラン (レンタル機器：Eufy SoloCam S340)	1,980円	990円
AI玄関カメラサービス 下位プラン (レンタル機器：Eufy Solar Wall Light Cam S120)	1,320円	660円
AI お部屋カメラサービス (レンタル機器：Eufy Indoor Cam E30)	—	330円

※当社が指定する光インターネットサービス（1Gまたは10G）をご契約中または、本サービスと同時に申し込みの場合

■申込方法

契約者が本サービスへの申込みを行う場合は、当社が指定する本サービスの契約約款に承諾していただき、当社の指定する方法でお申し込みをしていただきます。当社がお客様のお申し込みを承諾することにより、契約者と当社の間での、本サービスの利用契約が成立するものとします。

■申込の条件

1. 本サービスを申込にあたり、以下の条件を満たしている必要があります。
 - (1) AI 玄関カメラサービス 当社放送サービスまたはインターネットサービスの契約
 - (2) AI お部屋カメラサービス 当社インターネットサービスの契約
2. 前述の条件を満たさなくなった場合、本契約は解除となります。

■支払期間

当社が商品を引渡した月の翌月 1 日から、サービスご解約の月までとなります。日割りはございません。

■支払方法

インターネットサービスのご利用料金と併せてご請求させていただきます。

□ AI 玄関カメラサービス

●商品の引き渡し時期

当社が承諾後すみやかに工事を行い、設置完了をもってお引渡しとなります。

●玄関カメラに関する注意事項

1. AI玄関カメラサービスの専用機器のIP65規格の屋外用電子機器であり、動作温度は-20℃～50℃となっております。環境条件が上記範囲を超えた場合は、故障する場合がございますのでご契約前に環境条件をご確認ください。
2. AI玄関カメラサービスの最低利用期間は、工事完了の翌月から2年間となります。最低利用期間内に解約される場合には、中途解約事務手数料として5,500円（税込）をご請求いたします。
3. 解約の際は、当社が専用機器を撤去回収いたします。専用機器を撤去後、コーキング材による防水処理を行いビス止め部分を塞ぎますが、外壁全体の補修を行うものではありません。

□ AI お部屋カメラサービス

●商品の引き渡し時期

当社が承諾後すみやかにお客様にお届けもしくはご来社でのお渡しをいたします。設定をご要望の場合は、訪問での設定完了をもってお引渡しとなります。

●お部屋カメラの注意事項

1. AI お部屋カメラサービスには、映像を録画するためのSDカードは付属しておりません。お客様でSDカードをご用意いただく必要があります。
2. 本機器についてはお客様ご自身でNCVセンターまでご返却いただくか、当社にて回収をさせていただきます。回収をご希望の場合は、回収費用として4,400円(税込)をご負担いただきます。

■本サービスの注意事項(共通)

1. 本サービスが技術的にご提供できない場合は、ご契約いただけません。
2. 本サービスのご解約をご希望の場合は、ご契約中のNCVセンターまでご連絡ください。
3. 料金未納に伴う強制解除等、当社が行うサービスの解除が生じた後に、再度、本サービスのご利用をご希望される場合は、新たにご契約が必要となりますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。
4. 本サービスのみをご契約の場合はネットワークの設計上、一部機能が制限される場合があります。
5. 本サービスの専用機器の初期不良が疑われる場合、下記問い合わせ先までご連絡ください。当社技術員が訪問し、状況確認の上対応させていただきます。
6. 本サービスの専用機器の貸与期間中、機器の取扱いは、契約者が十分に配慮注意し行うものとします。
7. 本サービスの専用機器に不具合（利用環境温度範囲を超えたことによる不具合含む）が発生した場合、当社は状況の確認を行い、不具合の改善に努めます。
8. 前記6.にかかわらず、本サービスの専用機器の貸与期間中、契約者の故意または過失により、高所からの落下、浸水その他原因による故障または焼失、滅失等した場合は、契約者が修理代金（実費）または機器損害金（下記表の通り）の全てを負担するものとします。

カメラ機器名称	単位	機器損害金（不課税）
Eufy SoloCam S340	1台ごと	24,990円
Eufy Solar Wall Light Cam S120		14,990円
Eufy Indoor Cam E30		9,900円

9. 契約者がNCVサービス提供エリア外に転居される場合、本サービスの継続利用は出来ません。
10. 本サービスの利用および専用機器に録画された映像の管理については契約者が責任を持ち、これらに起因して第三者との間で生じた紛争等に関しては、契約者の自己の責任と費用において解決していただきます。
11. 当社では、カメラの映像および録画された映像の確認、保存することは行っておりません。
12. 24時間連続録画には対応しておりません。

■本サービス専用機器の仕様

・玄関カメラ 上位プラン専用 <Eufy SoloCam S340>

[メーカー] Anker

[サイズ(約)] W 87mm × H 120mm × T 87mm (ソーラーパネル、取り付けブラケットを除く)

[重さ(約)] 710g (取り付けブラケットを除く)

[防塵防水性能] IP65

・玄関カメラ 下位プラン専用 <Eufy Solar Wall Light Cam S120>

[メーカー] Anker

[サイズ(約)] W 170mm × H 124mm × T 60mm

[重さ(約)] 450g

[防塵防水性能] IP65

・お部屋カメラ専用 <Eufy Indoor Cam E30>

[メーカー] Anker

[サイズ(約)] W 73mm × H 71mm × T 108mm

[重さ(約)] 188g

クーリング・オフについて

1. 加入者は、「特定商取引に関する法律」（以下「特定商取引法」といいます。）に規定する訪問販売等により利用契約の申込みまたは締結をした場合には、特定商取引法に基づいて、契約書面を受領した日から起算して8日間は、書面により当該利用契約の申し込みの撤回または解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）を行うことができます。
2. 加入者は、弊社が特定商取引法の規定に違反してクーリング・オフを妨げるため、不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または弊社が威迫したことにより困惑し、これらによって前項の期間を経過するまでにクーリング・オフを行わなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面を弊社より受領した日から起算して8日間を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。
3. 前各項のクーリング・オフは、加入者がクーリング・オフに係る書面を発行したときにその効力を生じます。
4. クーリング・オフがあった場合において、弊社は、クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払を加入者に請求することはありません。
5. クーリング・オフがあった場合において、既に料金等が加入者より支払われているときは、弊社は速やかにその全額を返還するものとします。
6. クーリング・オフの対象は、本サービスのみとなります。その他サービスについては、各契約約款および重要事項説明書に記載されている制度をご確認ください。

●お問い合わせ先について

ご不明点等がございましたらご契約中のNCVセンターまでお問い合わせください。

サービス提供事業者	〒992-0044 山形県米沢市春日4丁目2-75 株式会社ニューメディア
代表者名	代表取締役社長 金子 敦

お問い合わせ先	住所	電話番号	受付時間
NCV南東北センター(米沢)	〒992-0044 山形県米沢市春日4丁目2-75	0238-24-2525	9:00~18:00
NCV南東北センター(福島)	〒960-8252 福島県福島市御山一本松17-11	0120-173-577	9:15~18:00
NCV函館センター	〒041-0801 北海道函館市桔梗町379-31	0138-34-2525	9:00~18:00
NCV新潟センター	〒950-1189 新潟県新潟市西区山田2310-39	025-210-1200	9:00~18:00